

## 感染症や災害への対応力強化の 取組義務化について

### 1. はじめに

障害福祉サービスは障がいのある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組が義務化されました。

### 2. 取組の内容

- ① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】
- ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化  
【全サービス】
- ③ 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】

### 3. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられます。

※令和5年度までは努力義務。令和6年度から義務化

《運営基準 新設》

指定障害福祉サービス事業者等は、事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催し、その結果について、従業者への周知徹底を図ること。
- 2 感染症の予防等のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対する感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

【参考】

ア 「感染対策委員会（感染症の予防等のための対策を検討する委員会）」について

- 当該事業所の対策について検討する委員会であり、幅広い職種（例：施設長、医師、看護職員、支援員、栄養士等）により構成する。

イ 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」について

- 「平常時の対策」及び「発生時の対応」の両方を規定する。

「平常時の対策」

→事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援に係る感染対策（標準的な予防策（例：血液・体液・排泄物等に触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときの対応の取り決め）、手洗いの徹底等

「発生時の対策」

→発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等。また、発生時の事業所内の連絡体制や関係機関との連携体制を明記する。

ウ 「研修」の実施について

- 研修内容は、感染対策の基礎的内容等の知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う。
- 事業所は研修プログラムを作成し、定期的な教育を開催するとともに、職員の新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理・清掃などを外部に業務委託する場合には、委託先事業者にも当該事業所の指針の内容を周知する。
- 研修を実施した場合は、その内容を記録すること。

エ 「訓練」の実施について

- 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的に、発生時の対応訓練（シミュレーション）を行う。
- 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をしたうえでの支援の演習当を実施する。
- 訓練方法は問わないが、机上訓練及び実地訓練を適切に組み合わせて行う。

4. 事業継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等策定や研修の実施、訓練の実施等が義務付けられます。

**※令和5年度までは努力義務。令和6年度から義務化**

## 《運営基準 新設》

### （業務継続計画の策定等）

- 1 指定障害福祉サービス事業者等は、感染症又は非常災害時の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 【参考】

ア 業務継続計画には、次の事項を記載すること。なお、感染症と災害の業務継続計画とを一体的に策定することは差し支えない。各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

（URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)）

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等" (Infection Control Manual and Business Continuity Guidelines, etc.). It provides information on the "Infection Control Manual for Disability Welfare Service Facilities and Business Continuity Guidelines for Employees of Service Facilities." The page lists three manuals for download: "入所系マニュアル" (PDF, 3,144KB), "通所系マニュアル" (PDF, 2,589KB), and "訪問系マニュアル" (PDF, 2,546KB). Below this, it provides the "Business Continuity Guidelines for Disability Welfare Service Facilities, etc." (PDF, 6,743KB) and lists three Word documents for download: "（入所・入居系）新型コロナウイルス感染症BCPひな形" (Word, 120KB), "（通所系）新型コロナウイルス感染症BCPひな形" (Word, 120KB), and "（訪問系）新型コロナウイルス感染症BCPひな形" (Word, 117KB).

① 感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）

② 災害に係る業務継続計画

- 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインの停止に備えた対策、備蓄等）
- 緊急時の対応（業務継続計画の発動基準、対応体制等）
- 他の施設及び地域との連携

イ 業務継続計画の「研修」について

- 定期的な教育を実施し、職員の新規採用時には研修を実施することが望ましい。
- 研修内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行う。
- 研修を実施した場合も、その内容を記録すること。
- 「感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」と一体的に実施することは差し支えない。

ウ 業務継続計画の「訓練（シミュレーション）」について

- 定期的に実施すること。
- 感染症や災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を行う。

5. 地域と連携した非常災害対策について【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）】

※努力義務

《運営基準 3が追加された》

（非常災害対策）

- 1 指定障害福祉サービス事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係期間への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【留意事項】

訓練の実施にあたり、地域住民の参加をえるためには、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要がある。